

秋田県公安委員会規則第6号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月25日

秋田県公安委員会委員長 安藤 巳智子

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年秋田県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第3項、不正競争防止法（平成5年法律第47号。以下「不正競争防止法」という。）第35条第3項」に改める。

第2条中「第19条第3項」を「第19条第3項、不正競争防止法第35条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。